保険料支払手段に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款第1条(用語の定義)による場合のほか、 次のとおりとします。

用語	定義
普通保険約款	傷害保険普通保険約款をいいます。
保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、当会社が追
	加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。
スマホ決済	非接触 IC 決済やQRコード決済などのスマートフォンを用いた決済手段をいいま
	す。
キャリア決済	携帯電話料金とまとめて支払う決済手段をいいます。
決済事業者	当社に代わって保険契約者から保険料を収受する事業者をいいます。

第2条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、保険料を当会社の指定するスマホ決済またはキャリア決済によって払い込むことができるものとします。
- (2)(1)の規定により当会社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従って決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、当会社が指定するスマホ決済またはキャリア決済においてポイントによる支払が 認められている場合、当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従って、保険料の全部また は一部をポイントで支払うことができます。このとき、ポイント残高の減算が完了したことが決済 手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条(保険料等の返還ーポイント払の場合)

第2条(保険料の払込方法)(3)の規定により保険料の全部または一部をポイントで支払った場合において、解約返戻金または保険料の返還が発生したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 解約返戻金が発生した場合において、ポイントもしくは現金のいずれにより返戻するかは、あらかじめ保険契約者と決済事業者の間で取り決めた方法によるものとします。保険契約者と決済事業者の間で特段の取り決めがない場合には、現金で返戻するものとします。
- (2)保険契約の取消による保険料の返金が発生した場合において、ポイントもしくは現金のいずれにより返戻するかは、あらかじめ保険契約者と決済事業者の間で取り決めた方法によるものとします。 保険契約者と決済事業者の間で特段の取り決めがない場合には、当該保険料を収受したときと同じ方法によるものとします。

第4条(ポイント払の停止)

当会社は、決済事業者の財務および業務運営等に懸念が生じた場合には、ポイントによる保険料の支払

を停止することがあります。

第5条 (保険料領収前の事故)

第2条(保険料の払込方法)(1)の規定により、保険契約者が、当会社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当会社は、決済手続が完了した時(注)以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始 した時とします。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。